

令和3年度

東広島市水道事業会計補正予算書

令和3年8月

東広島市水道局

議案第122号

令和3年度東広島市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度東広島市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和3年度東広島市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収等業務	令和3年度 ） 令和8年度	840,279千円

令和3年8月30日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

令和 3 年度

東広島市水道事業会計補正予算に関する説明書

1 債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額	
		期 間	金 額
水道料金徴収等業務	840,279		

(単位 千円)

当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
期間	金額	国庫補助金	企業債	その他
令和3年度 ～ 令和8年度	840,279			840,279